

復興庁統括官 殿

総務省行政評価局長

住まいの復興給付金を受給するために必要とされる罹災証明書の取扱い（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「住まいの復興給付金を申請する際には罹災証明書の添付が必要とされているが、罹災証明書の発行を行う市町村の多くは、東日本大震災から 3 年が経過した現在、震災との因果関係が不明確であることを理由に罹災状況の新規発行の受付を終了している。被災者の中には、罹災証明書が得られないため、住まいの復興給付金の申請を断念している者もいると聞いており、既に市町村が新規発行をやめ、罹災証明が受けられない者に対しても、申請可能な手段を検討してほしい。」との相談がありました。

この相談について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、下記のとおり、改善措置を講ずる必要があると考えますので御検討ください。

なお、これに対する貴庁の措置結果等について、平成 27 年 3 月 12 日までにお知らせください。

記

1 制度の概要

(1) 住まいの復興給付金

ア 住まいの復興給付金制度の目的及び創設経緯

住まいの復興給付金は、「住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業実施要領」（平成 26 年 2 月 7 日復本第 188 号。以下「実施要領」という。）によると、新消費税率が適用される住宅取得に対し助成金の交付等の事業を行うことにより、復興まちづくりに係る区域指定、宅地造成の時期等の外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けることを目的とするとされており、「消費税率及び地方消

費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において「被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、(中略) 給付措置を行う。」とされたことを受け創設されたものである。

なお、平成25年10月1日の内閣総理大臣記者会見では、「消費税率の引上げによって、東日本大震災の復旧・復興に支障が生じることがあってはなりません。新たな経済対策の中で、復旧・復興の加速に取り組むとともに、被災者の住宅再建に係る給付措置を創設します。」とされている。

イ 住まいの復興給付金の概要

住まいの復興給付金は、平成26年4月1日から始まった段階的な消費税率引上げに伴い、東日本大震災で被災した者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対して、消費税の増税分(消費税率8%の場合は3%)に見合う額を給付するものとなっている。

ウ 給付対象者

住まいの復興給付金は、東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)の被災時の所有者が、新築住宅若しくは中古住宅を新たに建築・購入(以下「再取得」という。)し、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる。

給付対象者は、表-1の①から③までの要件を全て満たす者である。なお、各要件のいずれかを満たす者が共同で申請(以下「共同申請」という。)し、①から③までの要件を全て満たす場合にも給付を受けることができる。共同申請する場合、再取得住宅の所有者又は補修工事の発注者である代表者1名が代表申請者となり、給付金を受給できる。

表-1 給付対象者の要件

区分	住宅を再取得した場合	被災住宅を補修した場合
①	東日本大震災に被災した住宅を被災時点で所有していた者	
②	再取得住宅を所有している者	被災住宅の補修工事を発注した者
③	再取得住宅に居住している者	補修した被災住宅に居住している者

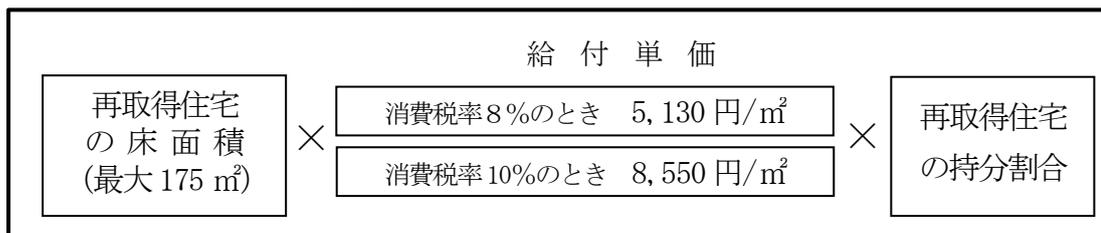
(注) 本表は、実施要領を基に当省が作成した。

エ 給付額

① 住宅を再取得した場合

図-1のとおり、再取得住宅の床面積、給付単価及び持分割合に応じて給付額が決定される。

図－1 住宅を再取得した場合の給付額

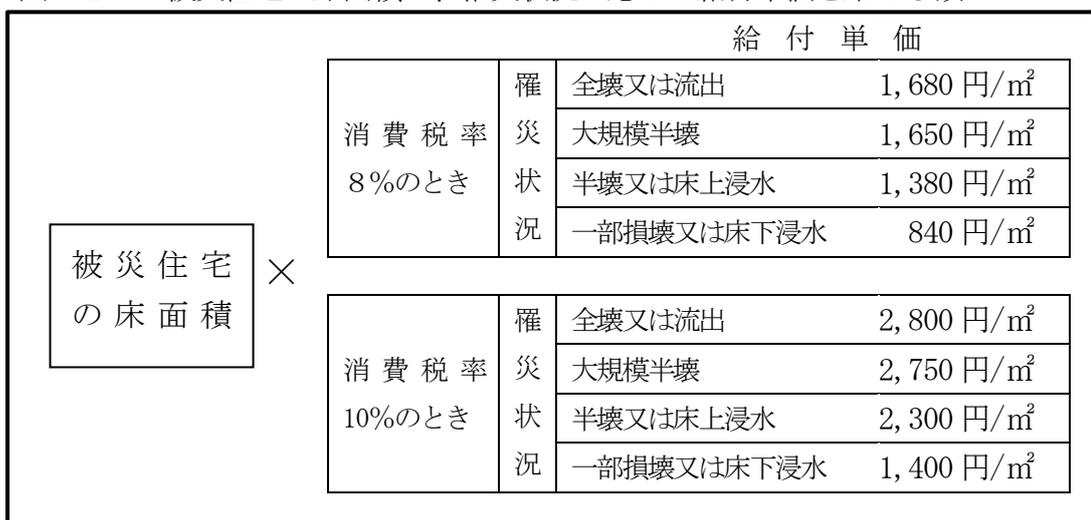


(注) 本図は、復興庁作成のパンフレットを基に当省が作成した。

② 被災住宅を補修した場合

被災住宅の床面積に、罹災状況に応じた給付単価を乗じた額（図－2）か、実際に支払った補修工事費の消費税のうち増税分に相当する額（図－3）のいずれか少ない額が給付額とされる。

図－2 被災住宅の床面積に、罹災状況に応じた給付単価を乗じる額



(注) 本図は、復興庁作成のパンフレットを基に当省が作成した。

図－3 実際に支払った補修工事費の消費税のうち増税分に相当する額



(注) 本図は、復興庁作成のパンフレットを基に当省が作成した。

オ 給付申請の方法

給付申請の方法は、表－2のとおり、再取得住宅又は補修した被災住宅の引渡日から1年以内に申請書を住まいの復興給付金事務局（注）へ郵送して行う。

（注）復興庁から委託を受けた民間事業者が実施

また、「申請に添付する主な書類」として、罹災証明書が求められている。

表－２ 給付申請の方法

区分	内容
申請期限	再取得住宅又は補修した被災住宅の引渡日から1年以内
申請書の入手方法	・復興局又は被災自治体の窓口 ・住まいの復興給付金事務局ホームページ
申請書の提出先・提出方法	住まいの復興給付金事務局へ申請書、添付書類等を郵送
申請書の主な記載内容	ア 下記イ及びウに共通の記載内容 ① 申請者又は代行者に関する情報（住所、氏名、生年月日等） ② 被災住宅の情報（住所、被災種別、所有者等） ③ 給付申請額 ④ 共同申請者に係る情報（氏名、生年月日等） イ 住宅を再取得した場合 ① 再取得住宅の情報（住所、住宅の種別、床面積、入居日等） ② 住宅の再取得に係る契約の情報（販売事業者、契約日、引渡日等） ウ 被災住宅を補修した場合 補修に係る契約の情報（施工者、契約日、引渡日等）
申請書に添付する主な書類	ア 下記イ及びウに共通の書類 ① <u>被災住宅であることを示す「罹災証明書」</u> ② 被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」（被災住宅を滅失している場合「不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本」） ③ 現在の「住民票の写し」 イ 住宅を再取得した場合 ① 再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ② 住宅の再取得に係る「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」のコピー ウ 被災住宅を補修した場合 ① 住宅の補修に係る「工事請負契約書」のコピー ② 実際に支払った補修金額を示す「領収書」のコピー ③ 補修したことを示す「補修工事証明書」
給付金の受給方法	申請者本人の口座に振込

(注) 本表は、実施要領を基に当省が作成した。

(2) 罹災証明書

ア 罹災証明書の概要

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、市町村の自治事務として災害発生時に被災者に交付されてきたものである。

現在、罹災証明書は、被災者生活再建支援金のほか、住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用されている。

イ 当省の勧告による罹災証明の迅速化及び信頼性確保に向けた改善状況

当省が、平成 24 年度に「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（東日本大震災関連）」を実施したところ、罹災証明書の法的位置付けが不明確なため、市町村によっては、罹災証明書の発行の前提となる住家被害調査の実施体制が十分でなかったことから、東日本大震災に際して、罹災証明書の交付に長期間を要し、被災者支援の実施そのものに遅れが生じていたことが判明した。

このため、当省は、平成 25 年 3 月、内閣府に対して、罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、罹災証明書を遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うことなどについて勧告を行った。

そして、平成 25 年 6 月、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正され、罹災証明書を遅滞なく交付するとともに、これを実効あるものとするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めることが、市町村長の義務として同法に位置付けられた。

ウ 罹災証明書の証明事項

罹災証明は市町村の自治事務であるため、罹災証明の証明事項及び罹災証明書の様式は統一されていないが、記載内容はおおむね一致している。

ただし、罹災証明書が被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理といった住宅被害に着目した被災者支援措置の適用の判断材料として多く活用されていることから、災害対策基本法第 90 条の 2 により住家被害は必須の証明事項とされている。住家被害の証明に当たっては、市町村が被害調査を行った上で、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の被害区分を罹災証明書に記載する。

なお、市町村が行う住家被害の認定基準に関しては、内閣府から、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号）が示されている。

エ 罹災証明書の発行状況

当省において、特定被災区域（原則として、東日本大震災に伴って災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村又は被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）が適用された市町村）に指定された 222 市町村（平成 24 年 2 月 22 日時点）の中から 30 市町村を抽出し、平成 26 年 6 月 30 日時点での東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の状況を調査したところ、表-3 のとおり、罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村は 21 市町村あり、このうち、住まいの復興給付金の運用が始まった 26 年 4 月以前（25 年度以前）に罹災証明書の新規発行の受付を終了していた市町村は 19 市町村あった。

表－3 調査対象市町村における罹災証明書の発行状況

区分	市町村数（割合）	備考
新規発行している市町村	9（30.0%）	—
新規発行の受付を終了した市町村	21（70.0%）	（内訳） ① 平成 25 年度以前に受付を終了した市町村：19 ② 平成 26 年度内（6 月 30 日まで）に受付を終了した市町村：2
計	30（100%）	—

（注）1 本表は、当省の調査結果による。

2 「新規発行している市町村」9市町村のうち、6市村は全て（全壊、半壊及び一部損壊）の被害区分に係る罹災証明書を新規発行しているが、2市は一部損壊の被害区分に係る罹災証明書についてのみ、1町は原子力災害により長期間の居住不能等の状態であることの罹災証明書のみ新規発行している。

オ 建築士等の活用

東日本大震災に係る住家被害については、迅速に認定を実施し、速やかに罹災証明書を発行することが求められたことから、内閣府は、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」（平成 23 年 3 月 31 日付け各都道府県知事宛て事務連絡）を发出し、都道府県を通じて市町村に対し、被害認定業務の実施に当たって、表－4 に掲げた建築士等を活用することも可能である旨周知していた。

表－4 建築士等の概要

名称	説明
建築士	建築物の設計、工事監理等を行う。一級建築士、二級建築士、木造建築士の 3 種類の免許があり、例えば、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が 500 m ² を超えるものは一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならないなど、免許の種類によって制限がある。
土地家屋調査士	主に不動産登記を行うために必要な土地又は家屋に関する調査又は測量の実施、不動産登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続の代理等を行う。
応急危険度判定士	大地震が発生した際、市町村では、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的に応急危険度判定を行っている。 大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物が多いことや被災地域が広域であることから行政職員だけでは対応が困難となる。そのため、市町村はボランティアとして建築士等に協力を求めているが、そうした建築士等を対象として、都道府県が、応急危険度判定に関する講習を行い、受講者を応急危険度判定士に認定している。

（注）本表は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）及び一般社団法人日本建築防災協会の資料を基に当省が作成した。

2 関係機関の意見

(1) 復興庁

- ① 住まいの復興給付金の申請において罹災証明書を添付書類としている理由
罹災証明書を添付書類とした理由としては、
- i) 被災したことを証明する書類として、各市町村が現地調査を行った上で発行する罹災証明書と同等の証明力を有する書類が存在しないこと
 - ii) 本給付金の制度設計段階で、他省庁等が所管する被災者支援の類似制度について分析・検討した結果、被災者生活再建支援金、災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構が実施）、被災自治体独自の補助制度など、いずれの制度においても罹災証明書が申請時の必要書類とされていたこと
- により、本給付金制度の添付書類としても罹災証明書が適切であると判断した。
また、補修の場合は、住宅の罹災状況により給付単価が異なる制度設計にしているため、罹災状況を証明する資料の提出を受け、内容を確認することが必須であるため、この観点からも、罹災証明書の添付を求めたところである。
- ② 罹災証明書が添付されずに申請された場合の申請受付の可否
住まいの復興給付金に係る申請は、郵送で受け付けることにしており、罹災証明書の添付がなくても、申請は受け付けている。罹災証明書の添付がない場合、住まいの復興給付金事務局から申請者に連絡し、罹災証明書の提出をお願いしている。その結果、罹災証明書の提出に至らなかった場合は、申請書に記載された内容の確認が取れないため、当該申請を承認することは困難と考えている。ただし、平成26年8月11日時点で罹災証明書の提出に至らなかった例はない。
- ③ 罹災証明書の添付がない場合でも住まいの復興給付金の支給を認める余地
本制度は、被災した住宅の所有者の、復興まちづくりにかかる区域指定や宅地造成の時期など、外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、消費税負担の軽減を図ることを目的とした制度である。そのため、申請者が所有する住宅が東日本大震災により被災したことを何らかの形で示す必要があり、制度設計を行った検討の中で、添付書類として罹災証明書が必要であるとの結論に至ったものである。
- ただし、原子力災害による避難指示区域等内の住宅に居住する居住者からの申請については、市町村が当該住宅に対する現地調査等を行うことが困難であるため、罹災証明書が無くても、支給を認める例外的措置を講じているところである。
- しかし、上記以外の場合については、東日本大震災により被災したことや被災の程度を罹災証明書以外により証明することは困難と考えており、また、他の被災者支援制度における対応を踏まえた対応が必要と考えている。
- 復興庁としては、今回相談があったことを踏まえ、まずは、既に罹災証明書の新規発行を終了した自治体に対し、新規発行の継続について働きかけることを考えて

いる。

(2) 市町村

ア 罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村

当市在住者から、住まいの復興給付金の申請のため、平成26年6月第2週に当市へ罹災証明書の発行を求められた。

しかし、当市では、災害発生から3年以上が経ち、因果関係が判定できないため、平成26年5月末で、罹災証明書の新規発行をやめていた。

ほとんどの助成で、被害が半壊以上を要件としているが、上記相談者は、自宅の被害が一部損壊であることから、これまで受けたい助成がなかったため、罹災証明書の発行を受けていなかった。

当市からも、住まいの復興給付金事務局に代替手段も含めて問い合わせたが、罹災証明書を添付しなければ受付できないとの説明であった。

イ 罹災証明書の新規発行を行っている市町村

① 当市では、現在でも東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行を行っている。

しかし、当市では、震災直後に建物調査を行い、被害状況を把握した上で、半壊以上の被災者へ罹災証明書の発行を直接呼びかけたため、今後、半壊以上の罹災証明書を新規発行するケースは想定しづらい。

一方、半壊に至らない被害については、全ての被害状況の把握が難しく、網羅されていない可能性もあることから、被害の状況を聞き取った上で現在でも新規発行を行っている。

② 当市では、原則として、現在でも全ての被害に係る罹災証明書の新規発行を行っている。

半壊以上の被害については、基本的に市が行った調査により被害は全て把握しており、市の調査対象であった住宅に係る申請であれば問題なく新規発行を行うことができるが、基本的には震災後すぐに必要な世帯からの申請は全て済んでいると認識している（空き家など居住実態のない住宅については未申請）。

仮に、市の調査対象となっていなかった住宅に係る申請があった場合には、本人から東日本大震災による被害の状況を聞き取りながら、内閣府の判定基準に基づき一部損壊と認められるものについて新規発行を行う。

また、不同沈下等により家屋に傾き等の被害があると認められ、一度も調査を行っていない場合については、調査の上、その結果に基づき新規発行を行う。

3 改善の必要性

復興庁は、被災したことを証明する書類として、各市町村が現地調査を行った上で発行する罹災証明書と同等の証明力を有する書類が存在しないことなどや、補修の場合は、住宅の罹災状況により給付単価が異なる制度設計にしているため、罹災状況を証明する資料の提出を受け、内容を確認することが必須であることから、罹災証明書の添付を求めているとしている。

しかしながら、現在でも申請者から東日本大震災による被害の状況を聞き取るなどして罹災証明書の新規発行を行っている市町村がある一方で、既に罹災証明書の新規発行の受付を終了している市町村もあり、当該市町村に被災住宅を保有しているものの、これまで東日本大震災に係る罹災証明書の発行を受けていなかった者は、罹災証明書を取得することができず、住まいの復興給付金を受給することができない状況となっている。

住まいの復興給付金制度の目的及び創設経緯に鑑みると、東日本大震災の被災者のためにも、このような現状は早急に改善する必要があると考えられる。

したがって、復興庁は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村に対して、受付の再開を要請すること。
- ② 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村が受付を再開するまでの間、罹災証明書の交付を受けられない者からの住まいの復興給付金の受給申請に対応するための措置を講ずること。